

予防接種



※標準年齢：接種年齢の中でも、より接種が望ましい年齢
 ※法律等の改正により、予防接種の種類、対象年齢等が変更される場合があります。
 ※法に基づいて行う下表の予防接種の自己負担金は無料です。
 ※長久手市以外で接種を行う際は事前に申請が必要です。詳細は保健センターまでお問い合わせください。

■予防接種の種類

実施場所	予防接種名	対象年齢	標準的な接種間隔・注意事項等	予診票の 配付方法
		標準年齢		
市内 指定 医療 機関 (予 約 し て 接 種 に 行 っ て く だ さ い)	BCG (注射生ワクチン)	生後1歳未満	スタンフ方式による接種を1回行います。 接種後10日以内にコッホ現象（接種部位の赤みやはれ等）が生じた場合は、接種した医療機関へ相談してください。	生後3か月頃に 個別で郵送
		生後5～8月未満		
	ロタテック または ロタリックス	生後6週～ 生後32週まで	第1回目：生後2月から出生14週6日まで 第2回目：1回目の接種から27日以上の間隔をあけて接種 第3回目：2回目の接種から27日以上の間隔をあけて接種（接種は出生32週まで） 	出生6週頃に最初の 1枚を個別で郵送
		生後6週～ 生後24週まで	第1回目：生後2月から出生14週6日まで 第2回目：1回目の接種から27日以上の間隔をあけて接種（接種は出生24週まで） 	その後は市内実施医 療機関より配付
	B型肝炎 (不活化ワクチン)	生後1歳未満	第1回目：生後2か月以降に1回目の接種をおこなう 第2回目：1回目接種終了後、27日以上の間隔で2回目の接種をおこなう 第3回目：1回目接種終了後、139日以上の間隔で3回目の接種をおこなう 	出生6週頃に最初の 1枚を個別で郵送
		生後2～9月未満	*母子感染予防を目的に、健康保険適用によりB型肝炎ワクチンの接種を受けた方は、定期の予防接種の対象外です。	その後は市内実施医 療機関より配付
	ヒブ (不活化ワクチン)	生後2～60月未満	開始が 生後2～7月 未満 初回：生後12月未満に、27日以上の間隔で3回接種 追加：初回接種終了後、7～13月の間隔で1回接種 開始が 生後7～12月 未満 初回：生後12月未満に、27日以上の間隔で2回接種 追加：初回接種終了後、7～13月の間隔で1回接種	出生6週頃に最初の 1枚を個別で郵送
		初回接種開始は 生後2～7月未満、追加接 種は初回接種 終了後7～13月未満	開始が 生後12～60 月未満 1回接種で完了 例) 生後2～7月までに接種を開始した場合 	その後は市内実施医 療機関より配付
	小児用肺炎球菌 (不活化ワクチン)	生後2～60月未満	開始が 生後2～7月 未満 初回：生後24月未満に、27日以上の間隔で3回接種（ただし、2回目の接種が生後12月を超えた場合、3回目の接種は行わない） 追加：生後12月以降に、初回接種終了後、60日以上の間隔で1回接種 開始が 生後7～12月 未満 初回：生後24月未満に、27日以上の間隔で2回接種 追加：生後12月以降に、初回接種終了後、60日以上の間隔で1回接種	出生6週頃に最初の 1枚を個別で郵送
		初回接種開始は 生後2～7月未満、追加接種は 生後12～15月未満	開始が 生後12～24 月未満 60日以上の間隔で2回接種 開始が 生後24～60 月未満 1回接種で完了 例) 生後2～7月までに接種を開始した場合 	その後は市内実施医 療機関より配付
	4種混合 {ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ (不活化ワクチン)}	生後3～90月未満	1期初回：20日以上の間隔で3回接種 1期追加：1期初回接種（3回目）終了後、12～18月の間隔で1回接種 	生後3か月頃に 個別で郵送
		1期初回は 生後3～12月未満、 1期追加は3回目接種 終了後12～18月未満		
二種混合 {ジフテリア 破傷風 (不活化ワクチン)}	11歳以上 13歳未満	*三種混合1期の接種が済んでいない場合は、二種混合を接種しても効果が十分でないことがありますので、健康推進課（保健センター）へご連絡ください。	11歳頃に個別で郵 送	
麻しん(はしか)及び風しん (注射生ワクチン)	第1期は生後 12～24月未満、 第2期は 就学前の1年間	1歳になったら早めに接種をしてください。 	第1期は、生後12月 頃に個別で郵送 第2期は、就学1年 前に個別で郵送	
水痘(みずぼうそう) (注射生ワクチン)	生後12～36月未満 接種開始は 12～15月未満		生後12月頃に個別 で郵送	
日本脳炎 (不活化ワクチン)	第1期 生後6～90月未満 第1期初回は3歳、 第1期追加は4歳	1期初回：6～28日の間隔で2回接種 1期追加：1期初回接種（2回目）終了後、おおむね1年で1回接種 	3歳児健診のご案内 と一緒に個別で郵送	
	第2期 9歳以上13歳未満 9歳	(注1) 平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた20歳未満の方で、第1期、第2期が終了していない方は、不足分を公費で接種することができます。ご希望の方は、予診票をお渡ししますので、親子健康手帳（母子健康手帳）を持って健康推進課（保健センター）までお越しください。 (注2) 平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた方で、平成22年3月31日までに第1期が終了していない方は、9歳以上13歳未満に不足分を公費で接種することができます。第2期の接種は、9歳以上13歳未満の方が対象です。ご希望の方は、予診票をお渡ししますので、親子健康手帳（母子健康手帳）を持って健康推進課（保健センター）までお越しください。	9歳頃に個別で郵送 (※令和3年度に9 歳になった方に限 り、9歳の時期に送 付していないため、 令和4年度に10歳の 時期に送付します)	

実施場所	予防接種名	ワクチンの種類	対象年齢	標準年齢	標準的な接種間隔・注意事項等	予防票の配布方法
市内指定医療機関	子宮頸がん (サーバリックス)	不活化ワクチン	小学6年生～ 高校1年生 の女子	中学1年生 の女子	1月の間隔を置いて2回接種した後、1回目の接種から6月の間隔を置いて3回目を接種 	中学1年生の時期に最初の1枚を個別で郵送（令和4年度に限り他学年にも郵送予定） その後は市内実施医療機関より配付
	または				2月の間隔を置いて2回接種した後、1回目の接種から6月の間隔を置いて3回目を接種 	
	子宮頸がん (サーバリックスまたはガーダシル)	不活化ワクチン	平成9年4月2日～ 平成18年4月1日 生まれの女子		接種間隔は上記参照。ただし標準的な接種間隔を過ぎている場合など、お困りの際は健康推進課（保健センター）へご相談ください。 子宮頸がん予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女子の方は令和4年4月～令和7年3月まで接種を受けることが可能です。	市内実施医療機関より配布

■各予防接種について

予防接種と子どもの健康の内容を簡単に動画にまとめたものがインターネット上で視聴ができます。この動画は冊子「予防接種と子どもの健康」を参考に作成しています。下記のQRコードまたは、URLからご覧ください。予防接種を受ける前は、市が配付している説明書又は「予防接種と子どもの健康」をよく読んでから接種を受けてください。

①予防接種の概要 (第1子用)



URL

①予防接種の概要(第1子用)

②乳児期の予防接種 (第1子用)



<https://www.youtube.com/watch?v=V3xFGEyAVG4>

②乳児期の予防接種(第1子用)

https://www.youtube.com/watch?v=nvB_2-XuWlk

③幼児期の予防接種(第1子用)

<https://www.youtube.com/watch?v=QhNYP-zfGiO>

④第2子等以降用

<https://www.youtube.com/watch?v=kmAVpJWBLTk>

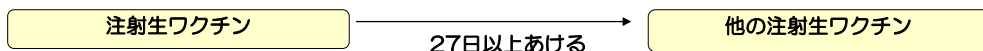
③幼児期の予防接種



④第2子等以降用



■予防接種と予防接種の間隔 予防接種をした後は、他の予防接種までに次の期間をあけてください。



不活化ワクチン、経口生ワクチン（注射生ワクチン以外）については、接種間隔の制限はありません。ただし、同一のワクチンはそれぞれの接種間隔を守ってください。

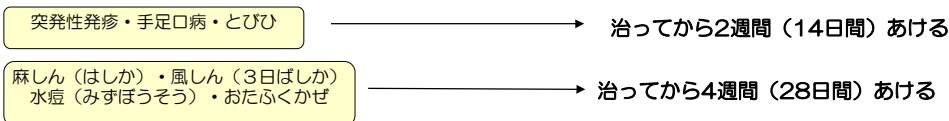
例) 新型コロナワクチンを4月1日(金)に接種した場合、次に他の種類のワクチンを接種できるのは4月15日(金)以降です。

※ 新型コロナワクチンの接種からは、前後2週間以上あける必要があります。

(参考) 注射生ワクチン→BCG、麻しん及び風しん、おたふくかぜ、水痘（水ぼうそう）
経口生ワクチン→ロタウイルス

不活化ワクチン→ヒブ、小児用肺炎球菌、4種混合、二種混合、三種混合、日本脳炎、不活化ポリオ、季節性インフルエンザ、B型肝炎、子宮頸がん予防

■予防接種と病気の間隔 以下の病気にかかった後は、予防接種を控えましょう。（医師の判断に基づきます。）



■予防接種を接種する場合の同伴者について

予防接種を受けに行く場合は、原則、保護者（父、母等親権を行う者）の同伴が必要です。保護者が特段の理由で同伴することができない場合、お子さんの健康状態を普段より熟知する親族等がお子さんに同伴することができます。この場合、接種の際には、予防票に加え、当該同伴者の同意をもって保護者の同意とする旨の委任状の提出が必要です。

委任状の様式

下記のいずれかの方法で委任状の様式を受け取ってください。

- 1 長久手市保健センター窓口にお渡しします。
- 2 長久手市ホームページからダウンロードできます。
下記URL又は右QRコードアクセスしてください。
https://www.city.nagakute.lg.jp/kosodate_kyoiku/ikuji/2/7778.html
- 3 市内指定医療機関へ設置しています。



■日本脳炎予防接種の通知について

令和3年度は、日本脳炎ワクチンの一時製造停止によりワクチンの供給量が減少したため、厚生労働省の通知に従い、満9歳に達する者へ個別通知をしていません。そのため、令和4年度に限り満9歳に達する者と満10歳に達する者へ個別通知をしています。現在、ワクチンの供給は再開されており、今後継続的な供給が見込まれています。



(母子保健事業は裏面にあります)

■子宮頸がん予防接種の勧奨再開について

令和3年11月26日付け国の通知により、子宮頸がん予防接種の積極的勧奨が再開されました。勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女子の方へ令和4年4月～令和7年3月までの3年間に限りキャッチアップ接種を実施します。接種間隔についてのお困りの際は健康推進課（保健センター）へご相談ください。